

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の承認の告示（令和4年2月15日付け国土交通省告示第174号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について令和4年2月16日付けで次の通り公告します。

また、前段の告示にあわせて同法第72条第3項の規定による事業の承認後の収用又は使用の手続きが保留される旨及び手続きが保留される事業地の範囲の告示（令和4年2月15日付け国土交通省告示第174号）があったので、あわせて公告します。

1. 事業承認の内容

(1) 松山広域都市計画道路の事業承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路事業1・4・1号自動車専用松山外環状線

【施行者の名称】

国土交通大臣

【事業所の所在地】

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 松山市土居田町797番地2

【事業地の所在】

（収用の部分）愛媛県松山市北井門2丁目、北土居3丁目、北土居2丁目、今在家4丁目及び来住町地内

（使用の部分）なし

【収用または使用の手続きが保留される事業地】

愛媛県松山市北土居2丁目、今在家4丁目及び来住町地内

(2) 松山広域都市計画道路の事業承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路事業3・2・3号来住余戸線

【施行者の名称】

国土交通大臣

【事業所の所在地】

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 松山市土居田町797番地2

【事業地の所在】

（収用の部分）愛媛県松山市北井門2丁目、北土居3丁目、北土居2丁目及び来住町地内

（使用の部分）なし

【収用または使用の手続きが保留される事業地】

愛媛県松山市北土居2丁目及び来住町地内

2 都市計画法上の制限

- (1) 都市計画法第65条の規定により、事業地内の土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設及び5トンを超える物件の設置等を行う場合には、松山市長の許可が必要です。
- (2) 都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、その土地建物等の所在地、その予定価格、譲り渡そうとする相手方を、定められた様式によって施行者に届け出なければなりません。その場合、施行者は届け出のあった価格で買い取ることがあります。届け出後30日、又は施行者が買い取らない旨の通知をする日までは、土地建物等を譲り渡してはなりません。

3 この事業に関する図書の縦覧場所及び問合せ窓口

(図書の縦覧場所) 松山市二番町四丁目7-2

松山市都市整備部道路河川整備課

電話(089)948-6476

(問い合わせ先) 松山市土居田町797番地2

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課

電話(089)972-0034